

秋田県の自然災害がわかる ～資料を利用する際の注意点～

1. 掲載している災害について

本資料には「気象災害」と「地震、火山による災害」の2種類の災害が掲載されています。

・「気象災害」

比較的最近の災害や、資料が数多く残っている災害の中から、昭和24年以降のものを60事例抽出しました。本資料は、秋田県で発生した全ての気象災害を網羅しているわけではありません。詳しい基準については、2ページ目以降に示すとおりです。

・「地震、火山による災害」

地震や津波、火山による災害については、秋田地方気象台で保管、把握している災害資料に掲載されているものを掲載しています。

2. 気象資料について

気象庁および秋田地方気象台で保有している気象資料から、その災害時の気象の特徴を最もよく表現している要素や時間帯の資料を選択し掲載しています。資料に載っていない要素や時間帯のデータをご覧になりたいときは、秋田地方気象台に直接お問い合わせいただくか、気象庁および秋田地方気象台のホームページをご覧ください。

<ホームページ>

- ・気象庁ホームページ <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・秋田地方気象台ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/akita/index.html>
- ・過去のデータを検索できるページ <https://www.jma.go.jp/jma/menu/menureport.html>

<気象資料に関するお問い合わせ>

- ・秋田地方気象台（防災） TEL：018-864-3955（平日08：45～17：00）

3. 現象の種類について

年表中に用いられている現象名・災害発生日は、秋田県発行の「秋田県災害年表」、「秋田県消防防災年報」での記載に準拠しています。ただし、気象庁で定めた現象名がある場合は、その名称を表記しています。

例：「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震」、「昭和47年7月豪雨」 など

4. 観測地点名について

気象観測値に用いられている地点名は、気象庁が用いているアメダス地点名を基本としています。また、現在使われていない古い観測地点名については、「観測地点（※）」という表記にしています。

例）・アメダス地点名に市町村名を付加

「阿仁合」→「北秋田市阿仁合」、「湯の岱」→「湯沢市湯の岱」 など

・古い観測地点に（※）を付加

「沼館」→「沼館（※）」

5. 特記事項・平年値について

特記事項には、順位等が記載されていますが、順位は2010年6月現在、秋田は5位まで、その他の観測点では1位のみを記載しています。

平年値には、2010年現在の平年値を使用しています。

6. 被害状況について

被害状況については、秋田県発行の「秋田県災害年表」、「秋田県消防防災年報」を基に作成しています。区分は2010年1月現在の25市町村となっていますが、被害状況が市町村単位ではなく、各機関の管轄地区単位でまとめられている被害もあります。また、あくまで自治体で把握している被害のみ掲載しているため、被害状況-2の表中で空欄だからといって、必ずしもそこでその被害がなかったことを意味するわけではありません。

各被害の単位（～ha や～ヶ所 等）は、参照する資料や資料の年代によって異なる場合があります、それに合わせて被害状況一覧表も単位を変更していますので、複数の事例を比較するときは注意が必要です。

被害状況を利用する際には、以上の点にご注意下さい。

7. 気象災害の抽出基準について

さまざまな気象災害をバランスよく抽出するために、基準は災害の種類ごとに決めました。また「被害総額」の基準は年代別に定めたものもあります。

（1）水害（25事例）

下記事項のいずれかに該当するもの。

①「死者＋行方不明者」が、5名以上

②「被害総額」が、次によるもの

・昭和45年以前 : 20億円以上

・昭和46年～64年 : 50億円以上

・平成以降 : 70億円以上

③融雪によるものは

「死者＋行方不明者」が、7名以上

「被害総額」が、次によるもの

・昭和45年以前 : 50億円以上

・昭和46年～現在 : 90億円以上

（2）風害（12事例）

下記事項のいずれかに該当するもの。

①「死者＋行方不明者」が、5名以上

②「被害総額」が、次によるもの

・昭和45年以前 : 20億円以上

・昭和46年～64年 : 50億円以上

・平成以降 : 70億円以上

③竜巻などによる突風は

「死者」及び「住家被害」を有するもの
「被害総額」が顕著なもの

(3) 雪害（8事例）

下記事項のいずれかに該当するもの。

- ①「死者＋行方不明者」が、7名以上
- ②「被害総額」が、次によるもの
 - ・昭和45年以前 : 50億円以上
 - ・昭和46年～現在 : 90億円以上

(4) 干害（2事例）

- ・「被害総額」のもっとも大きいもの1事例と最近のもの1事例

(5) 冷害（7事例）

下記事項のいずれかに該当するもの。

- ①「天災融資法」および「激甚災害法」が同時に適用されたもの
- ②「天災融資法」又は「激甚災害法」の1法が適用され、「田畑総被害面積」が60,000ha以上、または「被害総額」が次のいずれかに該当するもの
 - ・昭和45年以前 : 50億円以上
 - ・昭和46年～現在 : 100億円以上

(6) ひょう害（1事例）および凍霜害（2事例）

- ・「被害総額」が顕著なもの

(7) 乾燥害（3事例）

- ①「被害総額」が、5億円以上のもの
- ②5億円以上の被災事例が能代市、大館市、北秋田市に限られるため、3市から近年発生した顕著な事例を各1例選択。

(8) 地すべり害（3事例）

下記事項のいずれかに該当するもの。

- ①「死者」および「住家全壊被害」が発生したもの
- ②「被害総額」が顕著なもの

(9) 落雷害（2事例）

- ・近年発生した顕著な事例

(10) 酷暑害（1事例）

- ・近年発生した顕著な事例

個別の事例数は、雪害・水害、風害・雪害、ひょう害・落雷害と重複して記載している事例もあるため、60事例よりも多くなっています。